

平成 21 年 12 月 1 日

## 個人型確定拠出年金の掛金拠出限度額の引上げについて

2009 年度(平成 21 年度)税制改正により、2010 年(平成 22 年)1 月 1 日より毎月の掛金拠出限度額が引き上げになりました。

### ● 拠出限度額の変更について

対象	限度額	
	変更前	変更後
第 1 号加入者 自営業者等（国民年金第 1 号被保険者）	年間 81.6 万円（*） （月額 6.8 万円）	変更なし
第 2 号加入者 60 歳未満の会社員（厚生年金の被保険者）で、 勤務先の確定拠出年金（企業型）、厚生年金基金、 確定給付企業年金、適格退職年金等の対象にな っていない人	年間 21.6 万円 （月額 1.8 万円）	年間 27.6 万円 （月額 2.3 万円）

（\*）国民年金基金掛金等を納付されている方は、その額と合算となります。

### ● 掛金に関する税制優遇について

個人型確定拠出年金は、掛金の全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となり、所得税、住民税が軽減されます。

ただし、公的年金等の加入状況に応じてご加入いただけない場合がございますので、加入資格等をご確認ください。

### ● 掛金額変更のお手続き方法

既に個人型確定拠出年金にご加入をされている方で掛金額の変更をご希望の場合には、「加入者掛金額変更届」のご提出が必要となります。下記連絡先までお申し出ください。

\* 掛金額 18,000 円(変更前の拠出限度額)を超える金額への変更は、平成 22 年 1 月以降にお手続きください。

\* 掛金額の変更は、年度(4 月～翌 3 月)に 1 回のみ変更可能です。

営業支援部 DC グループ（総合案内 TEL099-223-6665）  
（受付：平日 9:00～17:00）